



鳥取県公報

令和6年6月4日(火)
号外第56号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 鳥取県税条例の一部を改正する条例(28) (税務課) 3

——公布された条例のあらまし——

◇鳥取県税条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

租税特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 住宅借入金等特別控除について定めた規定中引用する租税特別措置法の条項を改める。

(2) 施行期日は、公布の日とする。

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第28号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(住宅借入金等特別控除)</p> <p>第24条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 所得割の納税義務者が、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得又は同条第16項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金の金額を有する場合（居住年が平成26年から令和3年までの場合に限る。）は、法附則第5条の4の2第3項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定による控除額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>4 略</p>	<p>(住宅借入金等特別控除)</p> <p>第24条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 所得割の納税義務者が、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得又は同条第14項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金の金額を有する場合（居住年が平成26年から令和3年までの場合に限る。）は、法附則第5条の4の2第3項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定による控除額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>4 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。